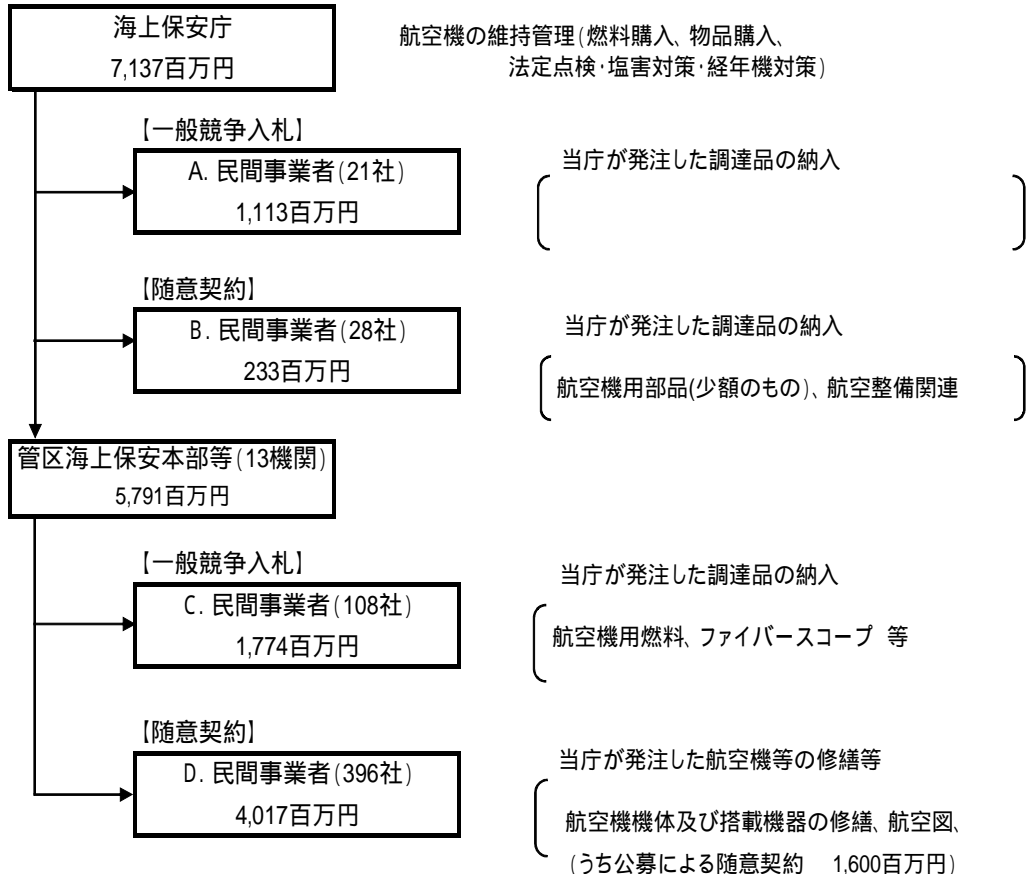


平成23年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の運航に関する経費	担当部署	海上保安庁装備技術部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~	担当課室	航空機課	課長 長谷川 義明				
会計区分	一般会計	施策名	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	直接実施	業務委託等	補助	貸付	その他			
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	7,155	7,240	7,146	7,082	7,081	
		補正予算	537	163	0	2,302		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	7,692	7,403	7,146	9,384	7,081	
	執行額	7,692	7,391	7,137				
	執行率(%)	100.0%	99.8%	99.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	H20年	H21年	H22年
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、死者・行方不明者数、テロ活動による被害発生件数、薬物・銃器密輸事犯の摘発件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数(目標:平成22年までに220人以下にする) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	人	274	282	197	
		達成度		%	75.5	71.8	110.5	
		成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	
		達成度		%	100.0	100.0	100.0	
	成果実績	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数(5年平均) (目標:摘発件数22.0件以上にする) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	件	20.6	20.0	20.6		
達成度		%	93.6	91.0	93.6			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	H20年度	H21年度	H22年度
	航空機の燃料供給、機体整備	活動実績	ジェット燃料	万KL	2.1	2.0	1.9	
		機体整備	機	89	110	109		
単位当たりコスト	107 (百万円/1機)	算出根拠	単位当たりコストは、平成22年度の巡視船艇等の運航に関する経費の執行額7,137百万円を航空機の総数67機で除したものの。					
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	航空機及船舶運航費	7,082	7,081					
	計	7,082	7,081					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途		支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
点検結果		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
		本経費については、例えば修繕に関し、職員による点検整備を増やすことで業者による整備間隔を延伸したり、解役が迫った航空機について、法定点検が必要となる所定の飛行時間に達しないよう運用を調整するなどにより、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。	
一部改善		調達方式の見直し等により、コストの縮減を図るべき。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
ヘリコプターの新たな就役に伴い、24年度中に解役されるヘリコプターの修繕費用については、法定上必要なものに限定することにより、コスト縮減を図ることとした。 (縮減額39百万円)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			



航空機の維持管理(燃料購入、物品購入、法定点検・塩害対策・経年機対策)

当庁が発注した調達品の納入

当庁が発注した調達品の納入
航空機用部品(少額のもの)、航空整備関連

当庁が発注した調達品の納入
航空機用燃料、ファイバースコープ等

当庁が発注した航空機等の修繕等
航空機機体及び搭載機器の修繕、航空図、
(うち公募による随意契約 1,600百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	413			
役務費	航空機整備作業手順書更新	2			
計		415	計		0
B.三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	83			
役務費	航空機整備作業手順書更新	1			
計		84	計		0
C.コスモ石油株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
燃料費	航空機用燃料購入	279			
計		279	計		0
D.富士重工業株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機機体整備等	627			
計		627	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(21社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	415	1	99.8
2	新東亜交易株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	223	1	99.9
3	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	113	1	99.9
4	三洋商事株式会社	投下用照明弾、投下用発煙筒等	73	1	100
5	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品購入	54	1	100
6	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	49	1	95.0
7	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	35	1	98.7
8	伊藤忠アビエーション株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	23	1	99.9
9	株式会社エスエスティー	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	22	1	99.9
10	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	21	1	100

B. 民間事業者(28社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	84	随意契約	-
2	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	75	随意契約	-
3	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	22	随意契約	-
4	伊藤忠アビエーション株式会社	航空機用部品購入	10	随意契約	-
5	新東亜交易株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	6	随意契約	-
6	株式会社エスエスティー	航空機用部品購入	4	随意契約	-
7	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	4	随意契約	-
8	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品購入	3	随意契約	-
9	株式会社加登ゴム	航空機用部品購入	3	随意契約	-
10	日本ミシュランタイヤ株式会社	航空機用部品購入	3	随意契約	-

C. 民間事業者(108社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	コスモ石油株式会社	航空機用燃料購入	279	3	99.8
2	株式会社沖航燃	航空機用燃料購入	240	1	99.5
3	新東亜交易株式会社	航空機エンジン整備、航空機エンジン用交換部品購入	207	1	99.8
4	マイナミ空港サービス株式会社	航空機用燃料購入、航空機航法用情報更新	98	3	99.3
5	株式会社JOMO	航空機用燃料購入	97	2	94.3
6	株式会社シェル石油	航空機用燃料購入	89	2	100
7	南国殖産株式会社	航空機用燃料購入	80	2	100
9	出光アビエーション株式会社	航空機用燃料購入	79	2	97.5
8	新日本石油株式会社	航空機用燃料購入	66	1	99.8
10	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	52	3	95.2

D. 民間事業者(396社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士重工業株式会社	航空機機体整備、航空機エンジン整備等	627	随意契約	-
2	日本飛行機株式会社	航空機機体整備、航空機整備技術支援	588	随意契約	-
3	株式会社ジャムコ	航空機機体整備、航空機エンジン整備等	523	随意契約	-
4	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機エンジン整備、航空機用部品整備等	517	随意契約	-
5	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品整備、航空機用部品購入	209	随意契約	-
6	株式会社IHJ	航空機エンジン整備、航空機用部品整備	192	随意契約	-
7	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機機体整備、航空機用部品整備	147	随意契約	-
8	日本エアロスペース株式会社	航空機エンジン整備、航空機用部品整備等	102	随意契約	-
9	朝日航洋株式会社	航空機機体整備、航空機用部品整備	75	随意契約	-
10	丸紅エアロスペース株式会社	航空機機体整備、航空機用部品整備	62	随意契約	-